

電気通信大学オープンアクセス方針

平成30年9月12日
教育研究評議会承認
平成30年9月12日
役員会承認

(趣旨)

- 1 電気通信大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）において生み出された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指し、学術研究のさらなる発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された教員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、電気通信大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項の規定にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、その他、研究遂行上本方針と不都合が生じる場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(研究成果の提供)

- 4 研究成果の出版社版が本学リポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版社版を本学リポジトリに登録することができる。出版社版の公開が不可能な場合、教員はできるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。

(その他)

- 5 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定める。

(施行日)

- 6 本方針は、平成31年1月1日から施行する。